

(様式1)

石総企第 118 号

令和5年1月19日

文部科学大臣 殿

北海道石狩市長 加藤 龍 幸

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

石狩市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度～令和4年度（1年間）

(担当)

石狩市教育委員会生涯学習部総務企画課

住所：北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話：0133-72-3172

E-mail：soumu-k@city.ishikari.hokkaido.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

花川南中学校については、劣化が進む校舎の屋上防水及び外壁の大規模改修を行い、老朽化対策を図る。
また、汚損や劣化が進むトイレの内装と設備の更新を行い老朽化対策を図る。
あわせて、便器の洋式化改修を行い教育環境の改善を図るとともに、新たに多目的トイレ等を設置してバリアフリー化を推進する。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

汚損や劣化が進む屋内体育館のトイレの内装と設備を更新するとともに、大便器の洋式化改修を行う。また、障がいのある生徒や避難所として利用する市民が安全、安心して利用できるように多目的トイレを新設し、教育施設並びに避難施設としての機能の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		9 校
中学校		6 校
義務教育学校		1 校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		73 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	5 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	3 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和2年11月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後に、本市教育委員会において事後評価を行い、その結果を市のホームページ等で公表する。</p>
